

神戸リハビリテーション衛生専門学校 自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本校における教育水準の向上を図り、かつ本校学則第1条に規定する目的を達成するため、神戸リハビリテーション衛生専門学校自己点検・評価委員会（以下、委員会という。）を設置し、委員会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 自己点検・評価の基本的方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項
- 二 自己点検・評価の実施、組織及び体制に関する事項
- 三 自己点検・評価結果の統括に関する事項
- 四 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- 五 自己点検・評価の公表に関する事項
- 六 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、学校長が指名した教職員で組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、学校長がこれを委嘱する。

(運営)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。
- 3 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(結果の報告)

第5条 委員会は、自己点検・評価の結果を学校長に報告するものとする。

(結果の公表)

第6条 自己点検・評価の結果を公表するときは、学校長の承認を得るものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、理学療法学科・歯科衛生学科において行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から適用する。
この規定は、令和5年4月1日から適用する。